
令和6年度税制改正要望 の注目ポイント

二垣幸広税理士事務所
税理士 二垣 幸広

令和6年度税制改正の主要な要望項目

令和6年度税制改正要望の目玉の1つは「**賃上げ促進税制**」で、①延長期間の長期化や②赤字企業でも使える繰越控除措置の創設などが要望されている。例年どおりのスケジュールなら、**12月中旬**に与党の「**令和6年度税制改正大綱**」が公表される。

法人税	賃上げ促進税制の拡充・延長
	交際費課税の特例措置の拡充・延長
	中小企業者等の少額減価償却資産特例の延長
	中小企業事業再編投資損失準備金の拡充・延長
	戦略物資生産基盤税制の創設
	イノベーションボックス税制の創設
所得税	上場ベンチャーファンドへの投資促進税制の創設
	生命保険料控除制度の拡充
	既存住宅リフォーム特例措置の拡充・延長
資産税	法人版・個人版事業承継税制の見直し・延長
	上場株式等の相続税に係る物納要件等の見直し
	土地に係る固定資産税の負担調整措置等の延長

賃上げ促進税制の拡充・延長

要望内容

※個人事業者も同様

賃上げ促進税制について、次の要望がされた。

- (1) 本税制措置の延長期間の長期化
- (2) 中堅企業に対する支援措置の強化
- (3) 中堅・中小企業を対象とした繰越控除措置の創設
- (4) 仕事と子育ての両立や女性活躍支援に積極的な企業に対する控除率の上乗せ措置の創設

赤字の中小企業者等や黒字が十分でない中小企業者等の賃上げを促進するため、税額控除額が上限を超えた場合に、控除しきれなかった金額の繰越しを認める措置

(1)長期化

(4)控除率
の上乗せ

現行制度 【適用期限：令和5年度末まで】

(2)中堅企業
の支援強化

大企業
継続雇用者の給与等支給総額が
前年度比 **3%以上增加**
⇒ 紹与増加額の**15%**を税額控除

(3)繰越控除
措置の創設

中小企業
雇用者全体の給与等支給総額が
前年度比 **1.5%以上增加**
⇒ 紹与増加額の**15%**を税額控除

継続雇用者の給与等支給総額が
前年度比 **4%以上增加**
⇒ 紹与増加額の**25%**を税額控除

雇用者全体の給与等支給総額が
前年度比 **2.5%以上增加**
⇒ 紹与増加額の**30%**を税額控除

教育訓練費が
前年度比 **20%以上增加**
⇒ 税額控除率を**5%上乗せ**

教育訓練費が
前年度比 **10%以上增加**
⇒ 税額控除率を**10%上乗せ**

※ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業については、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**が必要。

※継続雇用者とは、当期及び前期の全期間の各月分の給与等の支給がある雇用者。

※控除上限は法人税額等の20%。また、税額控除の対象となる給与等支給総額は雇用保険の一般被保険者に限られない。

【出典】経済産業省資料

上記のほか、成長志向の中堅企業等の成長を支援すべく、①新たな需要獲得等に資する設備投資や②規模拡大・高付加価値化を目的としたグループ化等を促進する措置の検討も要望された。

交際費課税の特例措置の拡充・延長

要望内容

交際費課税について、次の要望がされた。

(1) 特例措置について、適用期限の**2年延長**

(2) 物価の動向等を受け、飲食を伴う企業活動について、交際費等とならずな損金算入可能な飲食費の上限(1人あたり5千円以下)のもとでの実施が困難となってきたことを踏まえ、**上限の引上げ**

1 現状

○ 租税特別措置法上、交際費等（※）については、損金不算入が原則。

※交際費等：交際費、接待費、機密費、その他の費用で法人がその得意先、仕入先その他事業に関係ある者等に対する接待、供應、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの。

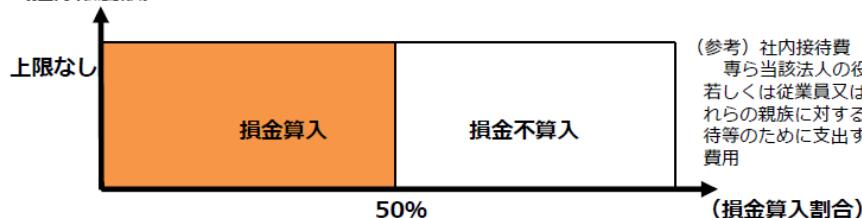
○ 1人あたり5,000円以下の飲食費は、「交際費等」から除外（損金算入可）

(2) 上限引上げ

○ 消費の拡大を図る観点から、以下の**特例措置①、②**が設けられている。※中小企業については、①、②のいずれかを選択。

① 飲食費（社内接待費を除く）の50%を損金算入できる特例措置
〔中小企業・大企業（資本金の額等が100億円以下）〕

（控除限度額）



② 交際費等を800万円までは全額損金算入できる特例措置
〔中小企業のみ〕

（控除限度額）



【出典】厚生労働省資料

中小企業者等の少額減価償却資産特例の延長

要望内容

※個人事業者も同様

30万円未満の減価償却資産を取得した場合の全額損金算入(即時償却)の特例について、適用期限の**2年延長**が要望された。

2年延長

現行制度

【適用期限：令和5年度末まで】

【出典】経済産業省資料

○適用対象資産から、貸付け（主要な事業として行われるもの）の用に供した資産を除く

	取得価額	償却方法
中小企業者等のみ	30万円未満	全額損金算入 (即時償却)
全ての企業	20万円未満	3年間で均等償却※1 (残存価額なし)
	10万円未満	全額損金算入 (即時償却)

合計300万円まで
} 本則※2

※1 10万円以上20万円未満の減価償却資産は、3年間で毎年1／3ずつ損金算入することが可能。

※2 本則についても、適用対象資産から貸付け（主要な事業として行われるもの）の用に供した資産が除かれる。

中小企業事業再編投資損失準備金の拡充・延長

要望内容

中小企業が経営力向上計画の認定を受けM&Aを実施した際、リスクに備えて株式取得価額の70%以下を準備金として積み立てた際、積立額を損金算入できる制度について、次の要望がされた。

(1) 適用期限の**3年延長**

(2) 中小企業のM&Aの実態を踏まえ、**手続の見直し**

現行制度

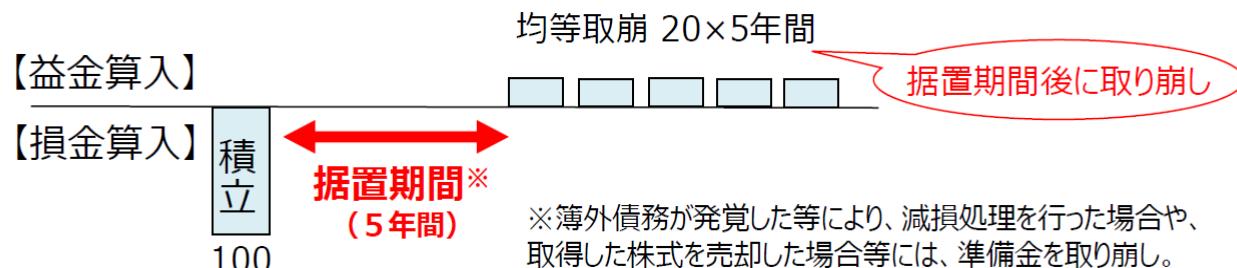
【適用期限：令和5年度末まで】

(1)3年延長

(2)手続見直し

【出典】経済産業省資料

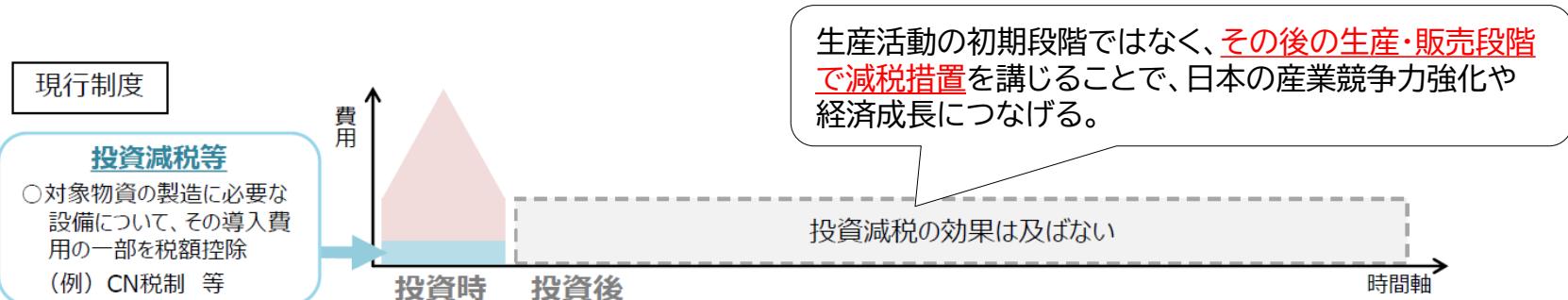
- ◆ M&A実施時 : 買手企業は、株式等の取得対価の70%以下の金額を準備金として積み立て ⇒ 積立額を損金算入
- ◆ 取崩要件該当時 : 減損や株式売却等を行った場合は、準備金を取り崩す ⇒ 取崩額を益金算入
- ◆ 5年経過後 : 措置期間後の5年間にかけて均等額で準備金を取り崩す ⇒ 取崩額を益金算入



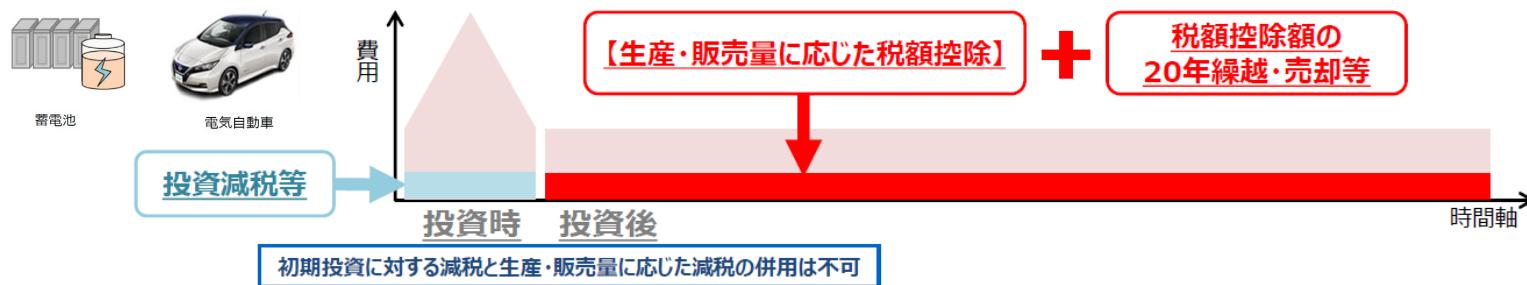
戦略物資生産基盤税制の創設

要望内容

蓄電池や半導体など戦略的に重要な物資の生産・販売量に応じて減税し、事業投資全体に対する支援を行うため、**戦略物資生産基盤税制の創設**が要望された。



(参考) 諸外国の例：米国（インフレ削減法（Inflation Reduction Act））



要望内容

- 戦略物資の生産・販売量に応じた税額控除を措置
- 長期にわたる適用期間の措置
- 税額控除の繰越制度を措置

【出典】経済産業省資料を基に作成

イノベーションボックス税制の創設

要望内容

特許やソフトウェアといった知的財産から生じる所得などに優遇税率を適用し、民間の無形資産投資を後押しするイノベーションボックス税制の創設が要望された。

要望内容

○イノベーションボックス税制の創設

欧州やアジア各国では既に優遇措置が導入され、
日本立地競争力の強化が急務

<税額の算出イメージ>

$$\text{税額} = \text{制度対象所得} \times \text{優遇税率}$$

制度対象所得 =

知財から生じる全所得

×

知財開発のための適格支出
知財開発のための支出総額

①対象となる知的財産の範囲

- 特許権
- 著作権で保護されたソフトウェア
- その他

②対象となる所得の範囲

- 対象知財のライセンス所得
- 対象知財の譲渡所得
- 対象知財を組み込んだ製品の売却益

③適格支出の条件

- 対象とする知財を生み出すための研究開発は、「国内で」「自ら」行うことが原則

(OECD・BEPSルール：2015年)

- イノベーションボックス税制の大まかな枠組みを示したもので、企業が、“国内で自ら”研究開発を行うことで取得した知的財産から生じる所得のみをイノベーションボックス税制の対象としなければならない

【出典】経済産業省資料

上場ベンチャーファンドへの投資促進税制の創設

要望内容

スタートアップへの資金供給をさらに強化するため、諸外国の事例を参考にしつつ、**非上場株式に投資する上場ベンチャーファンドへの個人からの投資等に対する、税制上の優遇措置**の創設が要望された。

要望内容

- 非上場株式に投資する上場ベンチャーファンドへの個人からの投資等に対する、税制上の優遇措置を創設する。



(参考) 英国・VCT(Venture Capital Trust)制度

①投資時の優遇	投資額の 30% をその年の 所得税から還付 （投資上限や保有期間などの制限あり）
②保有時の優遇	インカムゲイン（分配金）は 非課税
③売却時の優遇	キャピタルゲイン（売却時の利益）は 非課税

【出典】経済産業省資料

生命保険料控除制度の拡充

要望内容

生命保険料控除について、次の要望がされた。

- (1) 遺族保障は将来の遺族の生活費や子どもの教育費用への備えとして重要であることから、扶養する子どもの有無で区分し、扶養する子どもがいる場合の一般生命保険の最高限度額を6万円に引上げ
- (2) 人生100年時代を迎え、老後生活に向けた資産形成や医療などのニーズへの自助による備えが一層重要になることから、介護医療・個人年金の最高限度額を5万円に引上げ

【現行制度】

※2012年1月以降の契約について

一般生命保険料控除	介護医療保険料控除	個人年金保険料控除
[所得控除限度額] 所得税:12万円・地方税:7万円		
所得税:4万円 地方税:2.8万円	+ +	所得税:4万円 地方税:2.8万円
所得税:4万円 地方税:2.8万円	+ +	所得税:4万円 地方税:2.8万円

【要望する制度】

(1) 子あり
は6万円に

【出典】金融庁資料

一般生命保険料控除	介護医療保険料控除	個人年金保険料控除
[所得控除限度額] 所得税:16万円・地方税:7万円		
所得税:6万円 地方税:4.2万円	+ +	所得税:5万円 地方税:3.5万円
所得税:5万円 地方税:3.5万円	+ +	所得税:5万円 地方税:3.5万円
[所得控除限度額] 所得税:14万円・地方税:7万円		
所得税:4万円 地方税:2.8万円	+ +	所得税:5万円 地方税:3.5万円
所得税:5万円 地方税:3.5万円	+ +	所得税:5万円 地方税:3.5万円

(2) 5万円に

既存住宅リフォーム特例措置の拡充・延長

要望内容

既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・三世代同居・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置について、次の要望がされた。

(1) 適用期限の**2年延長**

(2) こども・子育て政策の抜本的強化に向け、**子育てに対応した住宅へのリフォーム**の追加

要望の概要

(1)2年延長

- ① 現行の措置を2年間(令和6年1月1日～令和7年12月31日)延長する。
- ② 子育てに対応した住宅へのリフォームを行う場合に、標準的な工事費用相当額の10%を所得税から特別控除する。

対象工事	対象工事限度額	最大控除額(対象工事)
耐震	250万円	25万円
バリアフリー	200万円	20万円
省エネ	250万円(350万円)	25万円(35万円)
三世代同居	250万円	25万円
長期優良住宅化	耐震+省エネ+耐久性 500万円(600万円) 耐震or省エネ+耐久性 250万円(350万円)	50万円(60万円) 25万円(35万円)
子育て【拡充】		250万円
25万円		

※ カッコ内の金額は、太陽光発電設備を設置する場合
 ※ 対象工事の限度額超過分及びその他増改築等工事についても一定の範囲まで5%の税額控除

子育てに対応した住宅のイメージ

転落防止の手すり
リビングに学習スペース
可動式間仕切り壁の設置
対面キッチン
浴室乾燥

【出典】国土交通省資料

上記のほか、住宅価格高騰や住宅ローン金利負担の増大などを踏まえ、**住宅取得促進策に係る所要の措置**も要望された。

法人版・個人版事業承継税制の見直し・延長

要望内容

中小企業の事業承継を後押しし、生産性向上・成長を支援する観点から、次の要望がされた。

- (1)「承認計画の確認申請(提出)の期限(2024年3月31日まで)」の一定期間の延長
- (2)円滑な事業承継の実施のために必要な措置の検討

現行制度

【適用期限：法人版：令和9年12月末、個人版：令和10年12月末】

【確認申請（提出）の期限：法人版・個人版いずれも令和6年3月末】



上場株式等の相続税に係る物納要件等の見直し

要望内容

相続税における上場株式等の取扱いについて、次の要望がされた。

- (1) 物納に係る手続について、納税者が利用しやすいよう特例を措置
- (2) 上場株式等の相続税評価方法等の見直し

物納に充てることのできる財産の種類と順位

第1順位	①不動産、船舶、国債証券、地方債証券、 上場株式等
	②不動産及び上場株式のうち物納劣後財産 に該当するもの
第2順位	③非上場株式等
	④非上場株式のうち物納劣後財産に該当 するもの
第3順位	⑤動産



ただし、物納については、「延納によっても金銭で納付することが困難な金額の範囲内であること」等の要件があり、税務署長の許可を得る必要があるため、利用実績が限定的。



納税者が利用しやすい納税環境を整備する一環から、換金性の高い上場株式等については、物納の特例を措置すること。

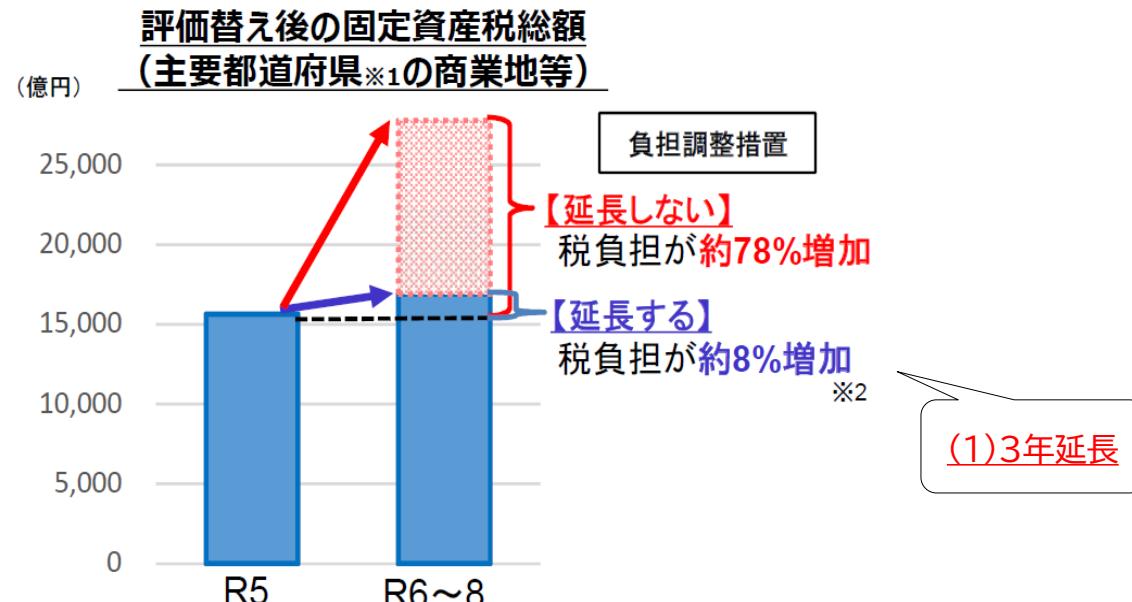
【出典】金融庁資料

土地に係る固定資産税の負担調整措置等の延長

要望内容

土地に係る固定資産税について、次の要望がされた。

- (1) 現行の負担調整措置の**3年延長**
- (2) 市町村等が一定の税負担の引下げを可能とする条例減額制度の**3年延長**



(出典)国土交通省試算 【出典】国土交通省資料

その他の要望項目

法人税	<ul style="list-style-type: none">・地方拠点強化税制の拡充(適用要件の緩和など)・2年延長・オープンイノベーション促進税制の2年延長・スピンドルの実施の円滑化のための税制措置の拡充(パーシャルスピンドル税制の恒久化など)・カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の拡充(税額控除の繰越制度の新設など)・長期延長・第三者保有の暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し・海外投資等損失準備金の2年延長・リース会計基準の変更に伴う所要の措置(変更に伴う企業の負担ができるだけ生じないよう適切に措置)・公益法人制度改革に伴う所要の措置(収支相償原則等の見直しにあたり、現行の税制上の措置を存続)
所得税	<ul style="list-style-type: none">・国立大学法人等への個人寄附に係る税額控除の対象事業の追加・学校法人への個人寄附に係る税額控除の要件の見直し・エンジエル税制の拡充(株式譲渡益を元手とする再投資期間の要件を、同一年内から複数年に延長など)・ストックオプション税制の拡充(株式保管委託要件の撤廃など)・NISAの利便性向上等(金融機関変更時の手続におけるデジタル化の促進など)・金融所得課税の一体化(損益通算範囲のデリバティブ取引・預貯金等への拡大)・雇用保険制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置・小規模企業等に係る税制のあり方の検討(給与所得控除など)・公益信託制度改革に伴う所要の措置(公益法人並みの税制上の措置を所得税・法人税・相続税等で整備)・種類株式に係る課税上の取扱いの明確化(資金調達をしやすい環境整備のため所得税・法人税・相続税・贈与税で)
資産税	<ul style="list-style-type: none">・死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ(「配偶者・未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算)
医療税制	<ul style="list-style-type: none">・地域医療構想実現に向けた不動産取得税の優遇措置の2年延長・改正感染症法の流行初期医療確保措置による収入の非課税措置の創設等・国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率引上げ

その他の要望項目

	所得税	<ul style="list-style-type: none">・特定の居住用財産の買換え・交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例措置の2年延長・居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算・繰越控除制度の2年延長・特定の居住用財産の譲渡損失の損益通算・繰越控除制度の2年延長
土地・住宅税制	登録免許税 不動産取得税 固定資産税	<ul style="list-style-type: none">・土地等に係る不動産取得税の特例措置の3年延長・新築住宅に係る固定資産税の減税措置の2年延長・住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る登録免許税の特例措置の2年延長・認定長期優良住宅・認定低炭素住宅に係る登録免許税・不動産取得税・固定資産税の特例措置の2年延長・買取再販で扱われる住宅の取得に係る登録免許税の特例措置の2年延長・既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化リフォームに係る固定資産税の特例措置の2年延長
	印紙税	<ul style="list-style-type: none">・工事請負契約書・不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置の2年延長
国際課税		<ul style="list-style-type: none">・国境を越えたサービスの提供に係る消費課税のあり方の見直し(プラットフォーム課税の導入など)・経済のデジタル化等に対応した新たな国際課税制度への対応(グローバル・ミニマム課税への対応)・外国子会社合算税制の見直し(グローバル・ミニマム課税の法制化を踏まえたさらなる簡素化)
その他		<ul style="list-style-type: none">・申告・納税手続に関する制度・運用に係る所要の整備・外国人旅行者向け消費税免税制度のあり方の検討・新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長・再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の特例措置の拡充・2年延長・産業競争力強化法に基づく事業再編に係る登録免許税の軽減措置の見直し・3年延長・自動車関係諸税のあり方の検討・電気・ガス供給業の収入金課税の見直し(事業税)